広島県報

定期

第47号

発行者　広島県
発行所　広島県総務部総務管理局文書法制室
購読料　月額　2，700円

目次

告示

▽広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示……（地域づくり推進室）……一
▽道路の区域変更……（道路河川管理室）……一
▽土砂災害警戒区域等の指定……（砂防室）……二
▽都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可……（下水道室）……六

公告

▽特定非営利活動法人の定款変更認証申請……（文化・県民協働室）……七
▽土地改良区の役員の就任及び退任……（東広島地域事務所）……七
▽土地改良区の役員の退任……（〃）……七

公安委員会告示

▽遊技機の型式の検定の告示……八

公安委員会公告

▽技能検定員審査（普自二）の実施……八
▽技能検定員審査（大型・大特・牽引）の実施……九

告示

広島県告示第六百六十二号

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年六月二十六日

広島県知事　藤田雄山

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年広島県告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する「過疎地域」、同法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「みなし過疎地域」という。）」に改め、同条第五項中「「地域経済活性化対策推進地域」」の下に「又は特定地域経済活性化対策実施要綱（平成十八年三月二十三日付け総行自第六十三号総務事務次官通知）に基づき選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」」を、「「過疎地域」」の下に「又は「みなし過疎地域」」を加える。

第十三条第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

附則第二項中「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改め、同項の表第五条第一項の項を削り、同表第五条第四項の項中「過疎地域」を「「過疎地域」」に、「離島振興対策実施地域」を「「離島振興対策実施地域」」に改め、「二四億円」、「二五億円」、「三六億円」及び「三七億円」を削り、同表第五条第五項の項中「二四億円」、「二五億円」、「三六億円」及び「三七億円」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

広島県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年七月十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月二十六日

広島県知事　藤田雄山

道路の種類　県道
路線名　下門田泉吉田線
道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
三次市君田町櫃田字黒口五九番五地先から三次市君田町櫃田字中沓ケ原一四七番一地先まで	旧	五・三〇～一三・五〇	二五一・〇〇	
	新	一二・四〇～二五・四〇	二五二・〇〇	拡幅
三次市君田町櫃田字中沓ケ原一四七番一地先から三次市君田町櫃田字黒口六二番一地先まで	旧	三・〇〇～一四・一〇～一一・二〇～四九・六〇	六五八・〇〇	
	新	三・〇〇～一四・一〇～一一・二〇～四九・六〇	六五八・〇〇四一七・〇〇	ダブルウェイ
三次市君田町櫃田字黒口六二番一地先から三次市君田町櫃田字塩音原二六八番三地先まで	旧	三・四〇～二九・三〇	六六九・〇〇	
	新	九・一〇～六四・八〇	六五二・〇〇	拡幅
三次市君田町櫃田字塩音原二六八番三地先から三次市君田町櫃田字黒口七〇番一地先まで	旧	〇・〇〇～六・七〇	九・〇〇	
	新	一一・一〇～一六・五〇	九・〇〇	ルート変更橋梁廃止不要物件延長九・〇〇メートル
三次市君田町櫃田字黒口七〇番一地先から三次市君田町櫃田字黒口七九番一地先まで	旧	四・七〇～五〇・一〇	四九五・〇〇	
	新	一七・八〇～七四・三〇	四七五・〇〇	拡幅

広島県告示第六百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年六月二十六日

広島県知事　藤　田　雄　山

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
大西（一八五〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大西（一八五〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東大西（一八五一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東大西（一八五一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東大西（一八五一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東大西（一八五一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中西（一四三〇一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中西（一四三〇一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中西（一四三〇一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中西（一四三〇一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝町（一四三〇二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	滝町（一四三〇二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝町（一〇〇八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	滝町（一〇〇八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中江A（一八五三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中江A（一八五三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中江A（一八五三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中江A（一八五三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
紅葉谷（一八五五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	紅葉谷（一八五五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
紅葉谷駅（六〇七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	紅葉谷駅（六〇七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
幸町西浜（〇九六五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	幸町西浜（〇九六五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大町（〇八一八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大町（〇八一八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
幸町西表（〇五五九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	幸町西表（〇五五九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南町B（一八五八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	南町B（一八五八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

南町B（一八五八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南町B（一八五八―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南町B（一八五八―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南町B（一八五八―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜町（一八五九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜町（一八五九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜町（一八五九―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大和（一八六二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大和（一八六二―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下西連（一八六三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下西連（一八六三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下西連（一八六三―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東西連A（一八六五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東西連A（一八六五―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東西連A（一八六五―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜之町（一八六八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
港町A（一八六九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
港町（〇五六一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

南町B（一八五八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南町B（一八五八―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南町B（一八五八―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南町B（一八五八―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜町（一八五九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜町（一八五九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大和（一八六二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大和（一八六二―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下西連（一八六三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下西連（一八六三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東西連A（一八六五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東西連A（一八六五―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東西連A（一八六五―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜之町（一八六八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
港町A（一八六九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
港町（〇五六一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

胡町（一八七〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
胡町（一八七〇―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江之浦（一〇〇六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一八四七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一八四七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一八四七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一〇〇七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一〇〇七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大元（一八四八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大元（一八四八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大元（一八四八―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大元（一八四八―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水羽荘（一八四九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水羽荘（一八四九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水羽荘（一八四九―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長浜B（〇九六六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長浜A（一八七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長浜A（一八七一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

胡町（一八七〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
胡町（一八七〇―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江之浦（一〇〇六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一八四七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一八四七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一八四七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一〇〇七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
網之浦（一〇〇七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大元（一八四八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大元（一八四八―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大元（一八四八―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水羽荘（一八四九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水羽荘（一八四九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水羽荘（一八四九―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長浜B（〇九六六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長浜A（一八七一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長浜A（一八七一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宮島幼稚園（六〇七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮島幼稚園（六〇七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
弥七ヶ谷（一〇〇九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	弥七ヶ谷（一〇〇九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
弥七ヶ谷（一〇〇九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	弥七ヶ谷（一〇〇九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
緑町（一八七五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	緑町（一八七五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
緑町（一〇一五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	緑町（一〇一五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
緑町（一四三〇三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	緑町（一四三〇三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
緑町（四四七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	緑町（四四七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
室浜（一八七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	室浜（一八七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多々良（一四三〇〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	多々良（一四三〇〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉之浦（一八七二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉之浦（一八七二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉之浦（一八七七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉之浦（一八七七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ひの木団地（一八七八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	ひの木団地（一八七八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ひの木団地（一八七八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	ひの木団地（一八七八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉之浦（一〇一〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉之浦（一〇一〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉之浦公民館（六〇七五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉之浦公民館（六〇七五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
第二金岡コーポ（六〇七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	第二金岡コーポ（六〇七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
第二金岡コーポ（六〇七六―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	第二金岡コーポ（六〇七六―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
第二金岡コーポ（六〇七六―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	第二金岡コーポ（六〇七六―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

包ヶ浦（一〇一一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	包ヶ浦（一〇一一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
包ヶ浦（一〇一一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	包ヶ浦（一〇一一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
包ヶ浦（一〇一一―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	包ヶ浦（一〇一一―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
包ヶ浦（一〇一二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	包ヶ浦（一〇一二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
包ヶ浦（一〇一二―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	包ヶ浦（一〇一二―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
包ヶ浦（一〇一二―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	包ヶ浦（一〇一二―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
包ヶ浦（一〇一二―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	包ヶ浦（一〇一二―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
入浜（一〇一三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	入浜（一〇一三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大砂利（一〇一四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大砂利（一〇一四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大砂利（一四三〇四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大砂利（一四三〇四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大砂利（〇一三六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大砂利（〇一三六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榧谷駅（六〇七二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	榧谷駅（六〇七二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白糸川支川（三六九）地区	土石流	次の図のとおり	白糸川支川（三六九）地区	土石流	次の図のとおり
白糸川支川（三六九隣）地区	土石流	次の図のとおり	白糸川支川（三六九隣）地区	土石流	次の図のとおり
白糸川（三七〇）地区	土石流	次の図のとおり	白糸川（三七〇）地区	土石流	次の図のとおり
白糸川支川（三七一）地区	土石流	次の図のとおり	白糸川支川（三七一）地区	土石流	次の図のとおり
白糸川支川（九〇八）地区	土石流	次の図のとおり	白糸川支川（九〇八）地区	土石流	次の図のとおり
紅葉谷川支川（三七二）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川支川（三七二）地区	土石流	次の図のとおり
紅葉谷川中尾（三七三a）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川中尾（三七三a）地区	土石流	次の図のとおり

紅葉谷川中尾（三七三b）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川中尾（三七三b）地区	土石流	次の図のとおり
紅葉谷川中尾（三七三c）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川中尾（三七三c）地区	土石流	次の図のとおり
紅葉谷川中尾（三七三d）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川中尾（三七三d）地区	土石流	次の図のとおり
紅葉谷川中尾（三七三a）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川中尾（三七三a）地区	土石流	次の図のとおり
紅葉谷川中尾（三七三b）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川中尾（三七三b）地区	土石流	次の図のとおり
紅葉谷川中尾（三七三c）地区	土石流	次の図のとおり	紅葉谷川中尾（三七三c）地区	土石流	次の図のとおり
樅谷川（三七四）地区	土石流	次の図のとおり	樅谷川（三七四）地区	土石流	次の図のとおり
ドンドン川支川（三七五）地区	土石流	次の図のとおり	ドンドン川支川（三七五）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川支川（三七六）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川支川（三七六）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川支川（三七六隣a）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川支川（三七六隣a）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川支川（三七六隣b）地区	土石流	次の図のとおり			
杉の浦川支川（三七六隣c）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川支川（三七六隣c）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川支川（三七六隣d）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川支川（三七六隣d）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川（三七七a）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川（三七七a）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川（三七七b）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川（三七七b）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川支川（三七八）地区	土石流	次の図のとおり			
杉の浦川支川（三七八隣）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川支川（三七八隣）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川支川（九一〇）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川支川（九一〇）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川支川（九一〇隣）地区	土石流	次の図のとおり			

多々良川（九一一a）地区	土石流	次の図のとおり	多々良川（九一一a）地区	土石流	次の図のとおり
多々良川（九一一b）地区	土石流	次の図のとおり	多々良川（九一一b）地区	土石流	次の図のとおり
多々良川（九一一c）地区	土石流	次の図のとおり	多々良川（九一一c）地区	土石流	次の図のとおり
多々良川（九一一隣）地区	土石流	次の図のとおり	多々良川（九一一隣）地区	土石流	次の図のとおり
多々良川（九一二）地区	土石流	次の図のとおり	多々良川（九一二）地区	土石流	次の図のとおり
江の浦川（九一四a）地区	土石流	次の図のとおり	江の浦川（九一四a）地区	土石流	次の図のとおり
江の浦川（九一四b）地区	土石流	次の図のとおり	江の浦川（九一四b）地区	土石流	次の図のとおり
江の浦川（九一四隣a）地区	土石流	次の図のとおり	江の浦川（九一四隣a）地区	土石流	次の図のとおり
江の浦川（九一四隣b）地区	土石流	次の図のとおり	江の浦川（九一四隣b）地区	土石流	次の図のとおり
江の浦川（九一四隣c）地区	土石流	次の図のとおり	江の浦川（九一四隣c）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一五a）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一五a）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一五b）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一五b）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一五c）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一五c）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一五d）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一五d）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一五隣a）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一五隣a）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一五隣b）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一五隣b）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一五隣c）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一五隣c）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一六）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一六）地区	土石流	次の図のとおり
大元川（九一六隣a）地区	土石流	次の図のとおり			

大元川（九一六隣b）地区	土石流	次の図のとおり	大元川（九一六隣b）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川（九一七）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川（九一七）地区	土石流	次の図のとおり
杉の浦川（九一七隣）地区	土石流	次の図のとおり	杉の浦川（九一七隣）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（六六一九）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（六六一九）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（六六二〇）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（六六二〇）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九一九）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九一九）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九一九隣）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九一九隣）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九二〇）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九二〇）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九二〇隣）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九二〇隣）地区	土石流	次の図のとおり
長浜川（六六三二）地区	土石流	次の図のとおり	長浜川（六六三二）地区	土石流	次の図のとおり
長浜川（六六三二隣a）地区	土石流	次の図のとおり	長浜川（六六三二隣a）地区	土石流	次の図のとおり
長浜川（六六三二隣b）地区	土石流	次の図のとおり	長浜川（六六三二隣b）地区	土石流	次の図のとおり
ドンドン川（六六一八）地区	土石流	次の図のとおり	ドンドン川（六六一八）地区	土石流	次の図のとおり
多々良川（九一三）地区	土石流	次の図のとおり	多々良川（九一三）地区	土石流	次の図のとおり
多々良川（九一三隣）地区	土石流	次の図のとおり	多々良川（九一三隣）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九一八）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九一八）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九一八隣a）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九一八隣a）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九一八隣b）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九一八隣b）地区	土石流	次の図のとおり
包ヶ浦川（九一八隣c）地区	土石流	次の図のとおり	包ヶ浦川（九一八隣c）地区	土石流	次の図のとおり

大砂利川（五〇五七a）地区	土石流	次の図のとおり	大砂利川（五〇五七a）地区	土石流	次の図のとおり
大砂利川（五〇五七b）地区	土石流	次の図のとおり	大砂利川（五〇五七b）地区	土石流	次の図のとおり
大砂利川（五〇五七c）地区	土石流	次の図のとおり	大砂利川（五〇五七c）地区	土石流	次の図のとおり
大砂利川（五〇五七隣）地区	土石流	次の図のとおり	大砂利川（五〇五七隣）地区	土石流	次の図のとおり
大砂利川（五〇五八）地区	土石流	次の図のとおり	大砂利川（五〇五八）地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第六百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第三百四十六号広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年六月二十六日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　施行者の名称

広島市

二　都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

三　事業施行期間

昭和二十六年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四　事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十八年広島県告示第三百四十六号の事業地に、戸坂尾長台、古田台一丁目、古田台二丁目、安東七丁目、伴西一丁目、伴西二丁目、伴西三丁目、伴北七丁目、狩留家町、可部町大字南原、あさひが丘一丁目、あさひが丘二丁目、あさひが丘三丁目、あさひが丘四丁目、あさひが丘五丁目、あさひが丘六丁目、あさひが丘七丁目、あさひが丘八丁目、あさひが丘九丁目、海老山南一丁目、および海老山南二丁目を加え、同事業地のう

ち、南吉島一丁目、馬木二丁目、温品町、温品五丁目、温品六丁目、上温品二丁目、上温品四丁目、戸坂桜上町、戸坂出江一丁目、中山中町、中山西二丁目、牛田旭二丁目、山根町、福田五丁目、福田六丁目、黄金山町、楠那町、丹那新町、出島二丁目、三滝本町二丁目、竜王町、己斐上四丁目、己斐上五丁目、山田町、田方二丁目、古江上一丁目、古江上二丁目、八木三丁目、川内二丁目、緑井三丁目、大町西一丁目、上安五丁目、上安六丁目、上安町、長束西一丁目、長束町、大塚西三丁目、大塚西六丁目、大塚西七丁目、沼田町大字伴、深川四丁目、深川六丁目、深川八丁目、小河原町、上深川町、落合南一丁目、落合南二丁目、落合南四丁目、落合南五丁目、落合南六丁目、落合南七丁目、口田南三丁目、口田南九丁目、可部町大字上町屋、大字上原、三入七丁目、三入南二丁目、可部二丁目、可部三丁目、可部八丁目、可部東五丁目、亀山八丁目、亀山南一丁目、亀山南二丁目、亀山南三丁目、亀山南四丁目、船越町、船越二丁目、矢野町、矢野東四丁目、矢野東七丁目、矢野西五丁目、矢野南一丁目、中野東町、瀬野南町、畑賀二丁目、畑賀三丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野六丁目、中野東一丁目、中野東七丁目、瀬野二丁目、瀬野五丁目、上瀬野町、上瀬野二丁目、五日市町大字皆賀、大字下小深川、大字下河内、藤の木二丁目、五月が丘四丁目、城山一丁目、坪井三丁目、および五日市町大字石内地内において事業地を変更する。

公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年六月二十六日

広島県知事　藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人福山手をつなぐ育成会
代表者の氏名	西山　千秋
主たる事務所の所在地	広島県福山市三吉町南二丁目一一番二二号
定款に記載された目的	この法人は、知的発達に障害を持つ人たちをはじめとする、さまざまな障害を持つ人たちが、地域のなかで、安心して、豊かに暮らすために、福祉・教育・労働・権利擁護などの諸制度の確立、向上を図ることを目的とする。
定款変更の内容	役員数の変更
申請年月日	平成一八年六月一六日

東広島市高屋町小竹土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年六月二十六日

広島県東広島地域事務所長　日當康典

（就任役員）

職名	氏名	住所
理事	古川慶夫	東広島市高屋町造賀七七二一
〃	兼森太郎	〃　七二四三―一
〃	若村博文	〃　七一八五
〃	丸田悟	〃　七九八一
〃	山本満明	〃　八九三八
〃	横山積	〃　二二〇
〃	腰本義文	〃　一三九四
〃	酒井辰男	〃　一六四一
監事	徳永貢	〃　七八九五―一
〃	松宮和人	〃　八三五八
〃	影山壽伸	〃　一四七〇

（退任役員）

職名	氏名	住所
理事	古川慶夫	東広島市高屋町造賀七七二一
〃	兼森太郎	〃　七二四三―一
〃	若村博文	〃　七一八五
〃	丸田悟	〃　七九八一
〃	山本満明	〃　八九三八
〃	横山積	〃　二二〇
〃	腰本義文	〃　一三九四
〃	酒井辰男	〃　一六四一
監事	徳永貢	〃　七八九五―一
〃	松宮和人	〃　八三五八
〃	影山壽伸	〃　一四七〇

東広島市土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年六月二十六日

広島県東広島地域事務所長　日當康典

（退任役員）

職名	氏名	住所
理事	山本一夫	東広島市西条町福本三九九

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第48号

次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第６条に定める技術上の規格に適合していると認めるので，規則第９条第１項の規定により告示する。

平成18年６月26日

広島県公安委員会
委員長　宮　地　治　夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
6P0375	告示の日（平成18年６月26日）から３年間	ぱちんこ遊技機	ＣＲ新大江戸日記ＳＣＦ	株式会社ニューギン 代表取締役　新井　悠司（愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地）	左　同
6P0348	同　上	同　上	ＣＲチューリップ８	同　上	左　同
6P0371	同　上	同　上	ＥＸチューリップ８	同　上	左　同
6S0119	同　上	回胴式遊技機	パチスロタイコウキ	株式会社ラスター 代表取締役　河田　節子（東京都台東区台東四丁目13番21号）	左　同
6P0352	同　上	ぱちんこ遊技機	ＣＲやすしきよしＫＦ	豊丸産業株式会社 代表取締役　永野　裕豊（名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地）	左　同
6P0329	同　上	同　上	ＣＲドンガガに眠る秘宝ＫＦ	同　上	左　同
6P0331	同　上	同　上	ＣＲやすしきよしＦＳ	同　上	左　同
6P0400	同　上	同　上	ＣＲやすしきよし333	同　上	左　同
6P0378	同　上	同　上	ＣＲやすしきよし555	同　上	左　同
6P0373	同　上	同　上	ＣＲガッチャマンＳＴＶＡ	サミー株式会社 代表取締役　片本　通（東京都豊島区東池袋三丁目１番１号サンシャイン60）	左　同
6P0327	同　上	同　上	ＣＲリングにかけろ１ＢＭＶＡ	同　上	左　同
6S0246	同　上	回胴式遊技機	クランキーコンドルーＸ５	株式会社エレコ 代表取締役　福田　貞夫（東京都江東区有明三丁目１番地25）	左　同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イの規定による審査を実施するので，技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第２条の規定に基づき，次のとおり公示する。

平成18年６月26日

広島県公安委員会
委員長　宮　地　治　夫

1　審査の種類
　技能検定員審査（普自二）
2　審査の期日

平成18年７月26日
3　審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目１番１号
広島県運転免許センター
4　審査対象者
道路交通法第99条の2第４項第２号の規定に係る者
5　審査の方法
規則第４条に規定する方法により実施
6　審査の申請手続等
(1)　申請に必要な書類
ア　技能検定員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）　１通
イ　技能検定員等審査手数料計算表　１通
ウ　自動車運転免許証の写し　１通
エ　履歴書　１通
オ　運転記録証明書　１通
カ　技能検定員資格者証等を有している者はその写し　１通
(2)　申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
(3)　申請書等の提出期限
平成18年７月19日

広島県公安委員会公告第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イの規定による審査を実施するので，技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第２条の規定に基づき，次のとおり公示する。

平成18年６月26日

広島県公安委員会
委員長　宮　地　治　夫

1　審査の種類
技能検定員審査（大型・大特・牽引）
2　審査の期日
平成18年7月27日
3　審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目１番１号
広島県運転免許センター
4　審査対象者
道路交通法第99条の２第４項第２号の規定に係る者
5　審査の方法
規則第４条に規定する方法により実施
6　審査の申請手続等
(1)　申請に必要な書類
ア　技能検定員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）　１通
イ　技能検定員等審査手数料計算表　１通
ウ　自動車運転免許証の写し　１通
エ　履歴書　１通
オ　技能検定員資格者証等の写し　１通
カ　運転記録証明書　１通
(2)　申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
(3)　申請書等の提出期限
平成18年７月20日